



山形県公報

平成27年8月7日(金)
第2670号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) … 991
- 山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(林業振興課) … 992

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) … 同
- 事業の認定……………(県土利用政策課) … 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立…………… 994
- 政治団体の届出事項の異動…………… 995
- 政治団体の解散…………… 997
- 資金管理団体の指定…………… 998
- 資金管理団体の届出事項の異動…………… 同
- 資金管理団体の指定の取消…………… 999

### 人事委員会関係

#### 告 示

- 平成27年度山形県職員採用試験(短大卒業程度)の実施…………… 同
- 平成27年度山形県職員採用試験(高校卒業程度)の実施……………1001
- 平成27年度山形県市町村立学校事務職員採用試験の実施……………1003

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・県産品振興課) …1005

## 規 則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第54号

#### 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。  
第7条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 食品表示法(平成25年法律第70号)による次の事項(食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影

響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第5条第1項に規定する事項に係るものに限る。）

- イ 第6条第1項及び第3項の規定による指示に関する事
- ロ 第6条第5項の規定による命令に関する事
- ハ 第6条第8項の規定による命令に関する事
- ニ 第8条第1項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査、質問及び収去に関する事
- ホ 第12条第1項及び第2項の規定による申出の受付並びに同条第3項の規定による調査及び措置に関する事

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第55号

##### 山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年9月県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、農商工等連携促進法」を「、山村振興法（昭和40年法律第64号）、農商工等連携促進法」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

#### 山形県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営米沢平野地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営米沢平野地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
米沢市役所、高島町役場、川西町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成27年8月7日から同年9月4日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。  
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第669号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成27年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称  
社会福祉法人陽だまり
- 2 事業の種類  
認定こども園めぐたま新園舎建設事業

### 3 起業地

- (1) 収用の部分 最上郡金山町大字金山字荒屋地内
- (2) 使用の部分 なし

### 4 事業の認定をした理由

- (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

認定こども園めぐたま新園舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」及び土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）による更正保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人陽だまりは、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 町内における既存の2箇所の保育教育施設は、何れも改築後30年以上経過しており、老朽化が目立ち始めている。

また、核家族化の進行や共働き世帯の増加により、世代を通じての子育てを学ぶ機会の減少や地域社会の子育て機能の低下など、保護者・幼児を取り巻く社会環境の変化により、幼児に必要な教育・保育ニーズが多様化してきており、既存の保育教育施設では対応が困難な状況となっている。

本件事業は、これらの問題への対応として、幼保連携型「認定こども園」を設置するものである。本件事業の施行により、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を兼ね備えた施設となるばかりでなく、これまで多様化する教育・保育ニーズに対応することが可能となり、教育・保育サービスの全体の向上を達成できる。

併せて、本件事業の施行により、自然災害時等における園児及び教職員等の安全確保を図るものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、本件事業の起業地は民家等から離れた位置にあることや工事機械作動時の防音にも十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、

(イ) 設置場所は、自然環境と利便性の両立と目指すべき保育理念の実現を可能とするために必要な条件を満たした金山町内とする。

(ロ) 事業に必要な面積（8,500㎡程度）が確保できること。

(ハ) 支障となる建物等がなく、敷地の造成が容易であること。

(ニ) 交通面などの周辺環境の安全性が確保できること。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、申請地は、交通量も少ないうえ冬場の視界確保などにも大きな支障はないことから最も安全であり、かつ、造成高が1m程度であり敷地の造成が最も容易であるなどの理由により、安全性、周辺環境及び経済的観点から総合的に勘案すると本件事業の起業地は最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 既存の2箇所の保育教育施設は、改築後30年以上経過していることから、施設設備の老朽化が目立ち始めていること、幼児及び職員等の安全確保が急務となっている。

また、教育・保育ニーズが多様化してきている原因として、核家族化の進行や共働き世帯の増加が考えら

れ、今後ともこの傾向が続くと想定される。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

金山町健康福祉課

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年8月7日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地           | 届出年月日           |
|-------------|--------|----------|----------------------|-----------------|
| 古沢きよし後援会    | 古沢清志   | 白田直樹     | 寒河江市緑町100番地          | 平成<br>27. 1. 29 |
| 細谷ひであき後援会   | 安藤正義   | 松尾信一     | 西村山郡朝日町大字上郷122       | 同<br>2. 10      |
| 松尾正二君を励ます会  | 松尾正二   | 松尾正二     | 西村山郡朝日町大字宮宿772番地の8   | 同<br>2. 16      |
| 青柳やすのぶ清心会   | 青柳安展   | 土田吉博     | 東根市宮崎1-1-5           | 同<br>2. 23      |
| 細矢せいこを励ます会  | 細矢誓子   | 細矢隆宣     | 西村山郡河北町谷地甲273番地      | 同<br>2. 24      |
| 渡辺けんいち後援会   | 渡辺賢一   | 渡辺将人     | 寒河江市大字西根字石川西339-1    | 同<br>2. 25      |
| 佐藤勇後援会      | 後藤淳一   | 伊藤和彦     | 最上郡舟形町舟形2677-7       | 同<br>3. 23      |
| 高桑順一後援会     | 三井和夫   | 高山信男     | 最上郡舟形町舟形299-13       | 同<br>3. 26      |
| 永野たかひろを育てる会 | 永野享寛   | 木村武史     | 山形市双月町字中道366-4<br>1階 | 同<br>4. 6       |
| 早坂信一後援会     | 早坂信一   | 早坂信一     | 最上郡戸沢村古口2395-3       | 同<br>4. 10      |
| 遠藤よしあき後援会   | 遠藤喜昭   | 片桐謙二     | 天童市大字貫津63            | 同<br>5. 13      |

|            |         |         |                 |           |
|------------|---------|---------|-----------------|-----------|
| かとう研後援会    | 加 藤 研   | 斎 藤 栄 一 | 天童市東本町三丁目3番15号  | 同<br>5.21 |
| 鈴木きよし後援会   | 鈴 木 清   | 鈴 木 ミツエ | 尾花沢市上町5-5-35    | 同<br>5.27 |
| 関ようすけ後援会   | 関 陽 介   | 青 野 忠 則 | 東置賜郡高島町大字馬頭1574 | 同<br>5.29 |
| 三宅かずひろ後援会  | 三 宅 和 広 | 三 宅 和 広 | 天童市乱川二丁目2番31号   | 同<br>6.4  |
| 加藤まさかず後援会  | 加 藤 政 一 | 斉 藤 啓 一 | 最上郡戸沢村大字古口427番地 | 同         |
| 渡辺ひろしを育てる会 | 渡 辺 博 司 | 鈴 木 健 司 | 天童市大字高揃北2199番地  | 同<br>6.18 |
| オール山形市民の会  | 本 間 利 雄 | 森 俊 幸   | 山形市飯田四丁目3番64号   | 同<br>6.30 |

## 山形県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成27年8月7日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称                     | 代表者の氏名  | 異動事項       | 内 容           |                | 異動年月日          |
|-----------------------------|---------|------------|---------------|----------------|----------------|
|                             |         |            | 新             | 旧              |                |
| 社会民主党山形県<br>第二区支部連合         | 大 類 準 一 | 主たる事務所の所在地 | 寒河江市谷沢195     | 村山市大字富並3861    | 平成<br>27. 1. 5 |
|                             |         | 代表者の氏名     | 大 類 準 一       | 川 越 孝 男        |                |
|                             |         | 会計責任者の氏名   | 川 越 孝 男       | 猪 藤 英 雄        |                |
| 社会民主党北村山<br>支部              | 猪 藤 英 雄 | 主たる事務所の所在地 | 村山市大字富並3861番地 | 村山市大字河島乙124    | 同<br>3. 7      |
| 自由民主党山形県<br>港湾支部            | 鈴 木 良 博 | 会計責任者の氏名   | 笹 村 司         | 石 井 久 志        | 同<br>5. 1      |
| 自由民主党山形県<br>看護連盟支部          | 伊藤加代子   | 代表者の氏名     | 伊 藤 加 代 子     | 長 岡 重 代        | 同<br>5. 9      |
| 自由民主党山形県<br>理容支部            | 小 関 茂 夫 | 会計責任者の氏名   | 富 樫 憲 雄       | 佐 藤 保 雄        | 同<br>5.11      |
| 自由民主党八幡支<br>部               | 土 門 歳 夫 | 主たる事務所の所在地 | 酒田市観音寺字町85-5  | 酒田市市条字上川原14-15 | 同<br>6. 5      |
|                             |         | 代表者の氏名     | 土 門 歳 夫       | 荒 生 令 悦        |                |
| 自由民主党山形県<br>柔道整復師政治連<br>盟支部 | 齊 藤 勝 典 | 会計責任者の氏名   | 嵐 田 郁 夫       | 佐 藤 敏          | 同<br>6. 6      |
| 自由民主党山形県<br>支部連合会           | 遠 藤 利 明 | 会計責任者の氏名   | 金 澤 忠 一       | 野 川 政 文        | 同<br>6.21      |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称              | 代表者の氏名 | 異動事項                  | 内 容              |                | 異動年月日          |
|----------------------|--------|-----------------------|------------------|----------------|----------------|
|                      |        |                       | 新                | 旧              |                |
| 須藤のりお後援会             | 須藤孝義   | 代表者の氏名                | 須藤孝義             | 岸正弘            | 平成<br>26. 6. 1 |
| 後藤ひとみ後援会             | 佐藤力    | 会計責任者の氏名              | 後藤政男             | 後藤泰三           | 同<br>6. 17     |
| 白岩孝夫後援会              | 柴田正夫   | 主たる事務所の所在地            | 南陽市赤湯947         | 南陽市赤湯3126      | 同<br>7. 18     |
| 対話のある市政を取り戻す市民の会     | 柴田正夫   | 主たる事務所の所在地            | 南陽市赤湯947         | 南陽市赤湯854       | 同              |
| みんなが主役「がんばろう長井！」市民の会 | 手塚隆幸   | 主たる事務所の所在地            | 長井市高野町1-2-2      | 長井市舟場5-5       | 同<br>10. 5     |
|                      |        | 代表者の氏名                | 手塚隆幸             | 鈴木与三郎          |                |
| 佐藤ゆかり山形県後援会          | 川上和彦   | 公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号） | 佐藤ゆかり、衆議院議員      | 佐藤ゆかり、参議院議員    | 同<br>12. 17    |
| 青柳安展（祥雲）後援会          | 青木篤    | 代表者の氏名                | 青木篤              | 深瀬金次郎          | 同<br>27. 2. 20 |
| 市川昭男後援会              | 市川昭男   | 会計責任者の氏名              | 笹原美喜夫            | 中村松太郎          | 同<br>3. 1      |
| 伊藤かおり後援会             | 伊藤光雄   | 代表者の氏名                | 伊藤光雄             | 武田義雄           | 同<br>3. 19     |
|                      |        | 会計責任者の氏名              | 伊藤弥栄子            | 伊藤光雄           |                |
| 山口吉静後援会              | 佐藤正昭   | 代表者の氏名                | 佐藤正昭             | 越後昭太郎          | 同<br>3. 20     |
| なべくら竹志後援会            | 佐藤孝悦   | 代表者の氏名                | 佐藤孝悦             | 垂石豊太郎          | 同<br>4. 1      |
| 笹原たかよしと天童の未来を創る会     | 笹原隆義   | 政治団体の名称               | 笹原たかよしと天童の未来を創る会 | 笹原たかよしと天童を変える会 | 同<br>4. 12     |
| 小関あつし後援会             | 小関淳    | 主たる事務所の所在地            | 新庄市本町4-39        | 新庄市住吉町1-18     | 同<br>4. 13     |
| 山形県商工青年政治連盟          | 渡辺剛    | 代表者の氏名                | 渡辺剛              | 柿崎淳            | 同<br>4. 23     |
|                      |        | 会計責任者の氏名              | 竹田良則             | 木村洋祐           |                |
| 山形県ビルメンテナンス政治連盟      | 黒田美喜男  | 会計責任者の氏名              | 長嶋利明             | 宗片孝            | 同<br>5. 1      |
| 山形県看護連盟              | 伊藤加代子  | 代表者の氏名                | 伊藤加代子            | 長岡重代           | 同<br>5. 9      |
| 山形県理容政治連盟            | 小関茂夫   | 会計責任者の氏名              | 富樫憲雄             | 佐藤保雄           | 同<br>5. 11     |

|                         |      |            |                 |                               |           |
|-------------------------|------|------------|-----------------|-------------------------------|-----------|
| あったかい県政を支援する吉村みえこ米沢市後援会 | 内藤文徳 | 主たる事務所の所在地 | 米沢市鍛冶町4580番地    | 米沢市通町5丁目4番86号                 | 同<br>5.15 |
|                         |      | 代表者の氏名     | 内藤文徳            | 岩間弘一                          |           |
| 川口みちのり後援会               | 菅野康行 | 代表者の氏名     | 菅野康行            | 大場信郎                          | 同<br>5.30 |
|                         |      | 会計責任者の氏名   | 前田浩一            | 斉藤豊                           |           |
| 石井みどり山形県後援会             | 永田秀昭 | 代表者の氏名     | 永田秀昭            | 石黒慶一                          | 同<br>6.1  |
|                         |      | 会計責任者の氏名   | 早坂暢洋            | 西村修                           |           |
| 全国LPガス政治連盟山形県支部         | 大場正仁 | 会計責任者の氏名   | 椎名節雄            | 高橋雅光                          | 同         |
| 西村まさみ山形県後援会             | 永田秀昭 | 代表者の氏名     | 永田秀昭            | 石黒慶一                          | 同         |
|                         |      | 会計責任者の氏名   | 早坂暢洋            | 西村修                           |           |
| 山形県歯科医師連盟               | 永田秀昭 | 代表者の氏名     | 永田秀昭            | 石黒慶一                          | 同         |
|                         |      | 会計責任者の氏名   | 早坂暢洋            | 西村修                           |           |
| 全国LPガス政治連盟山形県支部         | 大場正仁 | 主たる事務所の所在地 | 山形市あこや町一丁目2番12号 | 山形市旅籠町三丁目3番36号（社）山形県エルピーガス協会内 | 同<br>6.5  |
| しおばら未知子後援会              | 伊藤飛佳 | 代表者の氏名     | 伊藤飛佳            | 清治ひさ子                         | 同<br>6.14 |

### 山形県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成27年8月7日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

#### 1 政党の支部

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 解散年月日      |
|-----------------|--------|------------|
| 自由民主党山形県鶴岡市第三支部 | 菅原元    | 平成27. 5. 1 |

#### 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 解散年月日        |
|-------------|--------|--------------|
| 青木久子後援会     | 大石儀一   | 平成26. 9. 11  |
| 舟山やすえを支援する会 | 舟山康江   | 平成26. 12. 31 |

|              |           |              |
|--------------|-----------|--------------|
| 斉藤眞一後援会      | 斉 藤 眞 一   | 平成26. 12. 31 |
| こや豊孝・地方自治研究会 | 小 屋 豊 孝   | 平成27. 3. 12  |
| ごとう誠一後援会     | 後 藤 誠 一   | 平成27. 3. 30  |
| 佐藤ゆかり山形県後援会  | 川 上 和 彦   | 平成27. 3. 31  |
| いちむら浩一後援会    | 池 田 金 弥   | 平成27. 4. 15  |
| 浩進会          | 市 村 浩 一   | 平成27. 4. 15  |
| こじま卓二後援会     | 大 山 孝 次 郎 | 平成27. 4. 30  |
| 柿崎幹雄後援会      | 柿 崎 幹 雄   | 平成27. 5. 8   |
| 阿部きのすけ後援会    | 伊 藤 武     | 平成27. 6. 5   |
| 村山みのる後援会     | 遠 藤 和 夫   | 平成27. 6. 14  |

#### 山形県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成27年8月7日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公 職 の 種 類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地        | 指定年月日       |
|-----------------------|-----------|-----------|-------------------|-------------|
| 古 沢 清 志               | 寒河江市議会議員  | 古沢きよし後援会  | 寒河江市緑町100番地       | 平成27. 1. 29 |
| 渡 邊 賢 一               | 寒河江市議会議員  | 渡辺けんいち後援会 | 寒河江市大字西根字石川西339-1 | 同 2. 8      |
| 青 柳 安 展               | 山形県議会議員   | 青柳やすのぶ清心会 | 東根市宮崎1-1-5        | 同 2. 20     |
| 遠 藤 喜 昭               | 天童市議会議員   | 遠藤よしあき後援会 | 天童市大字貫津63         | 同 5. 13     |
| 加 藤 政 一               | 戸沢村議会議員   | 加藤まさかず後援会 | 最上郡戸沢村大字古口427番地   | 同 6. 2      |

#### 山形県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成27年8月7日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称        | 異 動 事 項 | 内 容              |                | 異動年月日       |
|------------------|------------------|---------|------------------|----------------|-------------|
|                  |                  |         | 新                | 旧              |             |
| 笹原隆義             | 笹原たかよしと天童の未来を創る会 | 政治団体の名称 | 笹原たかよしと天童の未来を創る会 | 笹原たかよしと天童を変える会 | 平成27. 4. 12 |

## 山形県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成27年8月7日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称   | 取消年月日        |
|------------------|-------------|--------------|
| 市村浩一             | 浩進会         | 平成26. 12. 31 |
| 斉藤真一             | 斉藤真一後援会     | 同            |
| 舟山康江             | 舟山やすえを支援する会 | 同            |

## 人事委員会関係

## 告 示

## 山形県人事委員会告示第3号

平成27年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成27年8月7日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

- 試験の種類  
山形県職員採用試験（短大卒業程度）
- 試験区分及び採用予定人員  
次表のとおりである。

| 試験区分  | 採用予定人員 |
|-------|--------|
| 保 育 士 | 若 干 名  |

- 試験の程度  
短期大学卒業程度
- 対象となる職  
次表のとおりである。

| 試験区分  | 対象となる職        |
|-------|---------------|
| 保 育 士 | 医療職給料表(2)1級の職 |

## 5 給与

この試験に合格し採用された者が「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受ける場合の給料は原則として医療職給料表(2)1級11号給である。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

## 6 受験資格

昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格を有する者又は平成28年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者。ただし、地方公務員法第16条の規定に該当する者は受験できない。

## 7 試験日、試験種目及び実施する試験区分、試験地、合格者発表

## (1) 第1次試験

次表のとおりである。

なお、専門試験の出題分野は、別表1のとおりである。

| 試験日      | 試験種目及び実施する試験区分 | 試験地          | 合格者発表                                                         |
|----------|----------------|--------------|---------------------------------------------------------------|
| 9月27日（日） | 教養試験（多肢選択式）    | 全試験区分<br>山形市 | 10月8日（木）<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。 |
|          | 専門試験（多肢選択式）    |              |                                                               |

## (2) 第2次試験

次表のとおりである。

| 試験日                                          | 試験種目及び実施する試験区分 | 試験地          | 合格者発表                                                               |
|----------------------------------------------|----------------|--------------|---------------------------------------------------------------------|
| 10月18日（日）<br>（予定）                            | 作文試験           | 全試験区分<br>山形市 | 11月中旬<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。 |
|                                              | 人物試験（適性検査）     |              |                                                                     |
| 10月26日（月）～<br>10月28日（水）の<br>うち指定する1日<br>（予定） | 人物試験（個別面接）     |              |                                                                     |

## 8 各試験種目の配点及び満点

次表のとおりである。

なお、合格者はすべての試験種目の結果を総合して得られた成績に従い決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

| 第1次試験 |      | 第2次試験 |              | 満点   |
|-------|------|-------|--------------|------|
| 教養試験  | 専門試験 | 作文試験  | 人物試験<br>個別面接 |      |
| 150点  | 150点 | 100点  | 400点         | 800点 |

## 9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

## 10 受験手続

## (1) 申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部の総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からダウンロードもできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「短卒程度請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県人事委員会事務局（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号 990-8570）あて請求すること。

(2) 申込み方法

ア 電子申請による申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」（[http://www.pref.yamagata.jp/online\\_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html](http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html)）から申し込むこと。

イ 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要な事項を記入し、82円切手を貼った宛先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付のうえ、山形県人事委員会事務局に郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に試験区分を朱書きするとともに、簡易書留の方法によること。

(3) 申込受付期間

ア 電子申請による申込みの場合

平成27年8月7日（金）午前9時から8月31日（月）まで（受付期間内に受信したものに限る。）。

イ 郵送又は持参による申込みの場合

平成27年8月7日（金）から9月4日（金）まで（郵送の場合は、9月4日（金）までの消印のあるものに限る。持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付時間に限る。）。

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表1

| 試験区分  | 出題分野                                                   |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 保 育 士 | 社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む） |

山形県人事委員会告示第4号

平成27年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成27年8月7日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

1 試験の種類

山形県職員採用試験（高校卒業程度）

2 試験区分及び採用予定人員

次表のとおりである。

| 試験区分 | 採用予定人員 | 試験区分 | 採用予定人員 |
|------|--------|------|--------|
| 行 政  | 約 15 名 | 総合土木 | 約 5 名  |
| 警察行政 | 若 干 名  |      |        |

3 試験の程度

高等学校卒業程度

4 対象となる職

行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職

5 給与

この試験に合格し採用された者が「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受ける場合の給料は原則として行政職給料表1級5号給である。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

6 受験資格

平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。

- (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成28年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (3) 日本の国籍を有しない者
- (4) 地方公務員法第16条の規定に該当する者

7 試験日、試験種目及び実施する試験区分、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

なお、専門試験の出題分野は別表1のとおりである。

| 試験日      | 試験種目及び実施する試験区分 |        | 試験地        | 合格者発表                                                         |
|----------|----------------|--------|------------|---------------------------------------------------------------|
| 9月27日（日） | 教養試験（多肢選択式）    | 全試験区分  | 山形市<br>三川町 | 10月8日（木）<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。 |
|          | 専門試験（多肢選択式）    | 総合土木のみ |            |                                                               |

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

| 試験日                                          | 試験種目及び実施する試験区分 |       | 試験地 | 合格者発表                                                               |
|----------------------------------------------|----------------|-------|-----|---------------------------------------------------------------------|
| 10月18日（日）<br>（予定）                            | 作文試験           | 全試験区分 | 山形市 | 11月中旬<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。 |
|                                              | 人物試験（適性検査）     |       |     |                                                                     |
| 10月26日（月）～<br>10月28日（水）の<br>うち指定する1日<br>（予定） | 人物試験（個別面接）     |       |     |                                                                     |

8 各試験種目の配点及び満点

次表のとおりである。

なお、合格者はすべての試験種目の結果を総合して得られた成績に従い決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

| 試験区分    | 第1次試験 |      | 第2次試験 |      | 満点   |
|---------|-------|------|-------|------|------|
|         | 教養試験  | 専門試験 | 作文試験  | 人物試験 |      |
|         |       |      |       | 個別面接 |      |
| 行政、警察行政 | 300点  | —    | 100点  | 400点 | 800点 |
| 総合土木    | 150点  | 150点 | 100点  | 400点 | 800点 |

## 9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

## 10 受験手続

## (1) 申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部の総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からダウンロードもできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「高卒程度請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県人事委員会事務局（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号 990-8570）あて請求すること。

## (2) 申込み方法

## ア 電子申請による申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」（[http://www.pref.yamagata.jp/online\\_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html](http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html)）から申し込むこと。

## イ 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要な事項を記入し、82円切手を貼った宛先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付のうえ、山形県人事委員会事務局に郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に試験区分を朱書きするとともに、簡易書留の方法によること。

## (3) 申込受付期間

## ア 電子申請による申込みの場合

平成27年8月7日（金）午前9時から8月31日（月）まで（受付期間内に受信したものに限る。）。

## イ 郵送又は持参による申込みの場合

平成27年8月7日（金）から9月4日（金）まで（郵送の場合は、9月4日（金）までの消印のあるものに限る。持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付時間に限る。）。

## 11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

## 別表1

| 試験区分 | 出題分野                                                                       |
|------|----------------------------------------------------------------------------|
| 総合土木 | 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、農業土木設計、水循環、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木施工 |

## 山形県人事委員会告示第5号

平成27年度山形県市町村立学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

平成27年8月7日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

## 1 試験の種類

山形県市町村立学校事務職員採用試験

## 2 採用予定人員

約10名

## 3 試験の程度

高等学校卒業程度

## 4 対象となる職

行政職給料表の職務の級1級の職のうち、市町村立学校事務職員の職

## 5 給与

この試験に合格し採用された者が「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受ける場合の給料は原則として行政職給料表1級5号給である。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

## 6 受験資格

平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。

- (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成28年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (3) 地方公務員法第16条の規定に該当する者

## 7 試験日、試験種目、試験地、合格者発表

## (1) 第1次試験

次表のとおりである。

| 試験日      | 試験種目        | 試験地        | 合格者発表                                                                         |
|----------|-------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 9月27日（日） | 教養試験（多肢選択式） | 山形市<br>三川町 | 10月8日（木）<br>合格者の試験区分及び<br>受験番号を山形県庁屋外<br>掲示板に掲示して発表す<br>るほか、合格者には書面<br>で通知する。 |

## (2) 第2次試験

次表のとおりである。

| 試験日                                      | 試験種目       | 試験地 | 合格者発表                                                                                   |
|------------------------------------------|------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 10月18日（日）（予定）                            | 作文試験       | 山形市 | 11月中旬<br>合格者の試験区分及び<br>受験番号を山形県庁屋外<br>掲示板に掲示して発表す<br>るほか、第2次試験受験<br>者全員に書面で合否を通<br>知する。 |
|                                          | 人物試験（適性検査） |     |                                                                                         |
| 10月26日（月）～10月28日<br>（水）のうち指定する1日<br>（予定） | 人物試験（個別面接） |     |                                                                                         |

## 8 各試験種目の配点及び満点

次表のとおりである。

なお、合格者はすべての試験種目の結果を総合して得られた成績に従い決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

| 第1次試験 | 第2次試験 |      | 満点   |
|-------|-------|------|------|
| 教養試験  | 作文試験  | 人物試験 |      |
|       |       | 個別面接 |      |
| 300点  | 100点  | 400点 | 800点 |

## 9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

## 10 受験手続

## (1) 申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部の総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からダウンロードもできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「学校事務請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県人事委員会事務局（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号 990-8570）あて請求すること。

## (2) 申込み方法

## ア 電子申請による申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」（[http://www.pref.yamagata.jp/online\\_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html](http://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html)）から申し込むこと。

## イ 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要な事項を記入し、82円切手を貼った宛先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付のうえ、山形県人事委員会事務局に郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に試験区分を朱書きするとともに、簡易書留の方法によること。

## (3) 申込受付期間

## ア 電子申請による申込みの場合

平成27年8月7日（金）午前9時から8月31日（月）まで（受付期間内に受信したものに限る。）。)

## イ 郵送又は持参による申込みの場合

平成27年8月7日（金）から9月4日（金）まで（郵送の場合は、9月4日（金）までの消印のあるものに限る。持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付時間に限る。）。)

## 11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

---

## 公 告

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成27年12月7日まで縦覧に供する。

平成27年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
天童ファッションモール  
天童市芳賀土地区画整理事業地74街区外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社須藤不動産 天童市東久野本一丁目1番12号  
代表取締役 須藤芳男
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市宮原町二丁目19番4号  
代表取締役 野中正人
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年3月25日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,092.79平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 161台
- (2) 駐輪場の収容台数 26台
- (3) 荷さばき施設の面積 75平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 99.4立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - イ 開店時刻 午前10時
  - ロ 閉店時刻 午後8時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時45分から午後8時15分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 7か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 終日

## 8 届出年月日

平成27年7月24日

## 9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年12月7日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見